

(様式6)

判断基準が法令の定めにより言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準 (不利益処分関係)

		資料番号	40	担当課	消防防災安全課
法令名	高圧ガス保安法	根拠条項	58の30の3-2	不利益処分の種類	指定保安検査機関に対する欠格事由に該当したときの指定の取消し又は停止
<p>高圧ガス保安法 (昭和26年6月7日法律第204号)</p> <p>第58条の30の3 第三十五条第一項第一号の指定は、経済産業省令で定めるところにより、経済産業省令で定める区分に従い、他人の求めに応じて保安検査を行おうとする者の申請により行う。</p> <p>2 第五十八条の十九から第五十八条の二十四まで及び第五十八条の二十七から第五十八条の三十までの規定は、指定保安検査機関に準用する。この場合において、第五十八条の十九、第五十八条の二十、第五十八条の二十の二及び第五十八条の三十中「第二十条第一項ただし書」とあるのは「第三十五条第一項第一号」と、第五十八条の二十、第五十八条の二十一から第五十八条の二十四まで、第五十八条の二十八及び第五十八条の三十中「完成検査」とあるのは「保安検査」と、同条中「第二十条第四項」とあるのは「第三十五条第三項」と読み替えるものとする。</p> <p>[参考条文1]</p> <p>高圧ガス保安法施行令 (平成9年2月19日政令第20号)</p> <p>第18条 (都道府県が処理する事務)</p> <p>[参考条文2]</p> <p>高圧ガス保安法 (昭和26年6月7日法律第204号)</p> <p>(指定の取消し等)</p> <p><u>第58条の30 経済産業大臣は、指定完成検査機関が次の各号の一に該当するときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて完成検査の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。</u></p> <p>一 この節の規定又は第二十条第四項の規定に違反したとき。</p> <p>二 <u>第五十八条の十九第一号又は第三号に該当するに至つたとき。</u></p> <p>三 第五十八条の二十三第一項の認可を受けた業務規程によらないで完成検査を行つたとき。</p> <p>四 第五十八条の二十三第三項、第五十八条の二十七又は前条の規定による命令に違反したとき。</p> <p>五 不正の手段により第二十条第一項ただし書の指定を受けたとき。</p>					